四　当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五　［略］

［2～6　略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　［略］

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　［略］

二　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

［三～五　略］

［3・4　略］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

［一～三　略］

四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

［ホ～ト　略］

チ　連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

［五～七　略］

［2～4　略］

四　当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五　［同上］

［2～6　同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

［三～五　同上］

［3・4　同上］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

［ホ～ト　同上］

チ　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

［五～七　同上］

［2～4　同上］